



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)

号外第149号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(51)(審査指導室).....	2
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例(52)().....	6
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(53)(病院局総務課).....	7
	鳥取県改良普及員資格試験条例を廃止する条例(54)(農政課).....	8
	鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例(55)(林政課).....	8

——— 公布された条例のあらまし ———

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

- 借受者が死亡したとき等に専修学校等奨学資金の返還に係る債務の全部又は一部を免除することができる当該資金の借受対象者に、県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に準ずる養成施設に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものを加えることとした。
- 看護職員養成施設を卒業した看護職員がその業務に従事する施設のうち、一定の要件を満たせば看護職員修学資金の返還に係る債務が免除されるものから、県内の施設で、主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院を削ることとした。
- その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 次に掲げる事務について、それぞれに定める額の手数料を徴収することとした。(第2条関係)
 - (1) 酒類における有機等の表示基準を満たしている旨の証明 1件につき24,000円
 - (2) 県が定める証明業務規程の規定に基づく酒類における有機等の表示基準に係る調査及び再調査 1件につき14,000円
- 2級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る手数料の額を1件につき15,100円(現行13,900円)に引き上げることとした。(第2条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 鳥取県立厚生病院に脳神経外科を設置することとした。(第2条関係)
- この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県改良普及員資格試験条例を廃止する条例

- 鳥取県改良普及員資格試験条例は、廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、(3)は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
- (3) 鳥取県改良普及員資格試験条例について所要の改正を行うこととした。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

1 鳥取県林業改良指導員資格試験条例は、廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、(3)は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
- (3) 鳥取県林業改良指導員資格試験条例について所要の改正を行うこととした。

 条 例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第51号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動表細目に対応する移動後表細目が存在しない場合には、当該移動表細目（以下「削除表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示及び削除表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>	<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
専修学校等奨学資金	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。）で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの（修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）</p>
債務の全部又は一部		
略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定す	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に</p>	

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
略		
専修学校等奨学資金	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。）</p>
債務の全部又は一部		
略		
県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定す	<p>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間。以下この号及び次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に</p>	

る厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

看護職員修学資金

係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(7)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(8)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(10)に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設

(1) 病床が200床未満の病院((3)及び(6)に掲げるものを除く。)

(2) 病床が200床以上の病院((3)及び(6)に掲げるものを除く。)

(3) 病床のうち精神病床が80バ

債務の全部(第1号イ(2)の場合にあっては、債務の2分の1)

る厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。)に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

看護職員修学資金

係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに次に掲げる施設において看護職員の業務(イ(8)に掲げる施設にあっては助産師の業務、イ(9)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき(イ(11)に掲げる施設の業務に従事する場合には、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうちイ又はロに掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。)

イ 県内の施設

(1) 病床が200床未満の病院((3)、(5)及び(7)に掲げるものを除く。)

(2) 病床が200床以上の病院((3)、(5)及び(7)に掲げるものを除く。)

(3) 病床のうち精神病床が80バ

債務の全部(第1号イ(2)の場合にあっては、債務の2分の1)

		<p>ーセント以上を占める病院((6)に掲げるものを除く。) (4) 略</p> <p>(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 □ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>			<p>ーセント以上を占める病院((5)及び(7)に掲げるものを除く。) (4) 略 (5) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院(改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。)その他これに類するものとして知事が別に定める病院((7)に掲げるものを除く。) (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 □ 略</p> <p>略</p> <p>略</p>	
略				略		
高等学校	勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するた	1 高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したとき、又は知事がこ	債務の全部	高等学校	1 高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したとき、又は知事がこ	債務の全部

定時制課程及び通信制課程修学奨励金	め、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により著しく修学が困難なものに対して貸し付ける資金	れと同等の事由があると認めるとき。		定時制課程及び通信制課程修学奨励金	め、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により著しく修学が困難なものに対して貸し付ける資金	れと同等の事由があると認めるとき。	
	2 死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)	債務の全部又は一部	2 死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき(保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)		債務の全部又は一部		

備考 略

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(以下「新条例」という。)本則の表専修学校等奨学資金の項の規定は、平成16年度に専修学校等奨学資金の貸付けを受けた者に係る債務から適用する。

3 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第52号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(206) 略</p> <p>(207) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準(次号において「酒類における有機等の表示基準」という。)を満たしている旨の証明 1件につき24,000円</p> <p>(208) 県が定める証明業務規程の規定に基づく酒類における有機等の表示基準に係る調査及び再調査 1件につき14,000円</p> <p>(209)及び(210) 削除</p> <p>(211)~(301) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき15,100円</p> <p>(303)~(323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(206) 略 (207)から(210)まで 削除</p> <p>(211)~(301) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき13,900円</p> <p>(303)~(323) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第53号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(経営の基本) 第2条 略</p> <p>2 病院事業の用に供する施設(以下「病院」という。)は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">診 療 科 名</th> <th style="text-align: center;">病床の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県 立厚生 病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">内科 精神科 神経 内科 循環器科 小 児科 外科 整形外</td> <td style="text-align: center;">一般病床 感染症病床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	診 療 科 名	病床の種類	鳥取県 立厚生 病院	倉吉市	内科 精神科 神経 内科 循環器科 小 児科 外科 整形外	一般病床 感染症病床	<p>(経営の基本) 第2条 略</p> <p>2 病院事業の用に供する施設(以下「病院」という。)は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">診 療 科 名</th> <th style="text-align: center;">病床の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取県 立厚生 病院</td> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;">内科 精神科 神経 内科 循環器科 小 児科 外科 整形外</td> <td style="text-align: center;">一般病床 感染症病床</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	診 療 科 名	病床の種類	鳥取県 立厚生 病院	倉吉市	内科 精神科 神経 内科 循環器科 小 児科 外科 整形外	一般病床 感染症病床
名 称	位 置	診 療 科 名	病床の種類														
鳥取県 立厚生 病院	倉吉市	内科 精神科 神経 内科 循環器科 小 児科 外科 整形外	一般病床 感染症病床														
名 称	位 置	診 療 科 名	病床の種類														
鳥取県 立厚生 病院	倉吉市	内科 精神科 神経 内科 循環器科 小 児科 外科 整形外	一般病床 感染症病床														

	科 脳神経外科 心 臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人 科 眼科 耳鼻咽喉 科 リハビリテーショ ン科 放射線科 麻 酔科			科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳 鼻咽喉科 リハビリ テーション科 放射 線科 麻酔科	
--	--	--	--	---	--

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第54号

鳥取県改良普及員資格試験条例を廃止する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日にこの条例による廃止前の鳥取県改良普及員資格試験条例第8条第1項の合格証書を交付された者については、同条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正）

3 鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>3 第2条の規定にかかわらず、平成16年においては、試験は行わないものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p>

鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第55号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年鳥取県条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日にこの条例による廃止前の鳥取県林業改良指導員資格試験条例第6条第1項の合格証書を交付された者については、同条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正）

3 鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第2条の規定にかかわらず、平成16年においては、試験は行わないものとする。</u></p>	<p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

